

コンシェルジュ便り



むかわ町の子育てコンシェルジュです。

今月は節分やバレンタインデーとイベントがありますね。

恵方巻きやチョコなど美味しいものがいっぱいです(´艸｀)

子ども発達支援センター鶴川たんぽぽ 一般開放「あそぼうね」(鶴川地区)
鶴川たんぽぽでは一般開放を実施しています。

ぜひ、お子さんを思いっきり遊ばせてあげてください。

対象：0歳～就学前の親子 時間：10時～11時30分



<2月の開放日>

1日(金)・8日(金)・15日(金)・22日(金)

今月、鶴川地区では

6日→5歳児健診・21日→乳幼児健診 があります。

場所は四季の館・1階研修室です。

四季の館正面玄関を入りまして左に向かって進んで
頂くと会場です。看板が目印です。

対象の方は忘れずにお越し下さい。

コンシェルジュも参加しているので何かあれば、
ご相談ください。



【各種お問い合わせ】むかわ町 子育てコンシェルジュ

本庁(鶴川地区) 健康福祉課 子育て福祉グループ ☎42-2415 中原

支所(穂別地区) 地域振興課 町民グループ(おひさま広場) ☎45-3555 山崎

児童手当



今回はみなさんが受給されている、児童手当についてちょっと詳しく取り上げてみたいと思います。

児童手当とは？

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な認識の下に、児童を養育している方に児童手当を支給することにより、家庭生活などの安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

・対象者：**中学卒業まで**(15歳の誕生日後最初の3月31日まで)の児童を養育している方

・支給額：	0歳～3歳未満(一律)	15,000円
	3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
	3歳～小学校修了前(第3子～)	15,000円
	中学生(一律)	10,000円
	所得制限限度額以上世帯	5,000円

※児童福祉施設等に入所している児童分は、施設設置者に支給されますので上記の第何子から除かれます。

・支給時期：毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

・毎年6月に受給者から家族や所得の状況などについて、**現況届**を提出していただきます。提出については、受給されている方々に個別に通知します。提出が無い場合には、**6月以降の手当が受給できなくなります**ので、ご注意ください。

